

各 支 部 長 様

一般社団法人 北海道獵友会
会 長 天 崎 弘

狩猟による事故の発生と安全狩猟の徹底について

貴職におかれましては、常日頃から事故防止とマナーの遵守について、会員の指導にご尽力いただきまして感謝申し上げます。

しかし、誠に遺憾な出来事ではありますが、11月20日(火)に恵庭市でエゾシカ猟を行っていた会員の誤射によって、北海道森林管理局の職員が亡くなられる事故が発生いたしました。

道内では、誤射や暴発によって過去33年間で10件の死亡事故が発生しており、最近では、平成25年度に新十津川町と北見市留辺蘂町で死亡事故が2件発生しております。

北海道獵友会は、平成26年度から事故防止総合対策事業を実施し、会員の指導に努めて参りましたが、再び重大な事故が発生したことに深い反省と強い危機感を覚えております。

また、狩猟事故の発生によって、狩猟者への信頼を大きく損なう事態となり、適切に狩猟を行っている全国の狩猟者にも多大なご迷惑をお掛けすることになりました。

当会としては、この度の事故発生を受け11月21日に各支部長、各狩猟指導員宛てに「銃による事故の発生と安全狩猟の徹底について」を通知して、全ての会員に対する安全狩猟について再度指導を徹底されるようお願いしたところであります。

つきましては、亡くなられた菅田健太郎殿、そして御遺族の皆様にご心から哀悼の意を表するとともに、次のとおり、全ての会員に対して狩猟の自粛を通知し、狩猟事故防止の注意事項を確認して再発防止に向けた研鑽を積み、安全狩猟を徹底するよう指導することとしたので、よろしくお願い申し上げます。

なお、現在全会員への周知用チラシを準備中であり、近く送付することとしております。

記

1 狩猟自粛の実施

有害鳥獣捕獲事業等を除き、銃猟による狩猟を自粛する。

(1) 道内の全ての地域において、銃猟による全ての狩猟を自粛する期間

会員への周知後から平成30年12月31日まで(年末までに指導を終了させる。)

(2) 国有林野において、銃猟による全ての狩猟を自粛する期間

会員への周知後から当分の間(最長は狩猟終期の平成31年3月31日を想定)

ただし、地域の実態に応じて自粛期間を変更することがある。

2 会員に対する指導事項

① 矢先の確認

獵場の地形、跳弾の可能性、人畜等の有無、道路及び家屋の状況などを確認してから発砲すること。

② 獲物の確認

猟場で動くものは「全て人間である」と考えることを基本とし、その後獲物であることを目視して確認すること。不確かなものや確認できないものには、絶対に発砲しないこと。

③ 脱包の確認

銃を手にした際、又は銃を手放す際は、装填の有無を確認するとともに、猟場であってもこまめに脱包すること。

④ 悪天候や日没間際など、獲物を確認しづらい状況では、狩猟を行わないこと。

⑤ 大日本猟友会配付の帽子及びベストを着用し、自己防衛と狩猟者や第三者への周知を図ること。

⑥ 狩猟は複数人で出猟し、猟場では互いに安全確認を補完する行動を取ること。

3 会員への伝達方法

会員への伝達は、次の方法により狩猟の自粛期間である12月31日までに実施する。

(入院等特別な事情にある者を除く)

(1) 支部又は部会などの単位で伝達会議を開催し、会員を指導する。

(2) 会員宅を戸別訪問し、指導を伝達する。

4 実施結果の報告

別紙様式によって、支部(部会等)における実施状況を12月31日までに報告してください。

〒 060-0806

札幌市北区北6条西6丁目第2山崎ビル3F

TEL 011-747-2006 FAX 011-727-3020

E-mail ryoyukai@dream.ocn.ne.jp

別 紙

狩猟の自粛と事故防止対策の指導状況報告書

一般社団法人 北海道猟友会
会 長 天 崎 弘 様

支部長

1 伝達会議の開催により実施

ア 参集方法(○印を付けてください。)

- ・ 支部単位
- ・ 部会単位
- ・ その他の方法(_____)

イ 実施時期

1 2 月 日 ~ 1 2 月 日

ウ 参加人数

_____ 名

2 個別指導により実施

ア 指導方法

- ・ 戸別訪問
- ・ その他の方法(_____)

イ 実施時期

1 2 月 日 ~ 1 2 月 日

ウ 参加人数

_____ 名

※ 報告は Fax 又は郵送でお願いいたします。 Fax 番号 0 1 1 - 7 2 7 - 3 0 2 0

恵庭市猟銃誤射事故の概要

30.12.3

1 事故発生日時

平成30年11月20日(火) 午後13時50分頃

2 事故現場

- ・ 恵庭市盤尻 ラルマナイの滝付近の国有林

3 被害者

- ・ 北海道森林管理局 石狩森林管理署 恵庭森林事務所職員(国家公務員)
菅田 健太郎 氏 (38歳)
家族 妻、長男(小6)、長女(小2)、次女(1歳7ヶ月)

4 加害者

- ・ 札幌支部所属会員(49歳 会員歴4年)

5 事故の概況

- ・ 加害者は単独でシカ猟を行っていた。
- ・ 被害者は、同僚と2人で森林整備作業のため、加害者と反対方向の上手側の林道から事故現場に入り林道の整備を行っていた。
- ・ 被害者は、林道の下手側に加害者の車を発見し、事故現場から加害者側の間は崖崩れのため、車両による走行ができないことを知らせようとした。
- ・ 林道を加害者の方に歩き出した直後に、加害者が林道上から発砲したスラグ弾が命中し、病院に搬送後死亡が確認された。
- ・ 加害者は、シカと誤認して誤射したと説明している。
- ・ 林道上にいた加害者と被害者の距離は約120mであった。
- ・ 被害者はオレンジ色のヘルメットと赤い作業着を着用していた。
- ・ 加害者は、黒色の上着を着用し、帽子は被っていなかった。